

令和2年度（2020年度）

信州母子保健推進センターからのお知らせ No.3

母子保健事業における新型コロナウイルス感染症への対応に関するアンケート（調査期間：令和2年5月16～21日）及び電話による聞き取り調査にご協力いただき、ありがとうございました。

今回は、乳幼児健診の実施状況、実施基準についてご紹介します。



.....乳幼児健診の実施状況.....

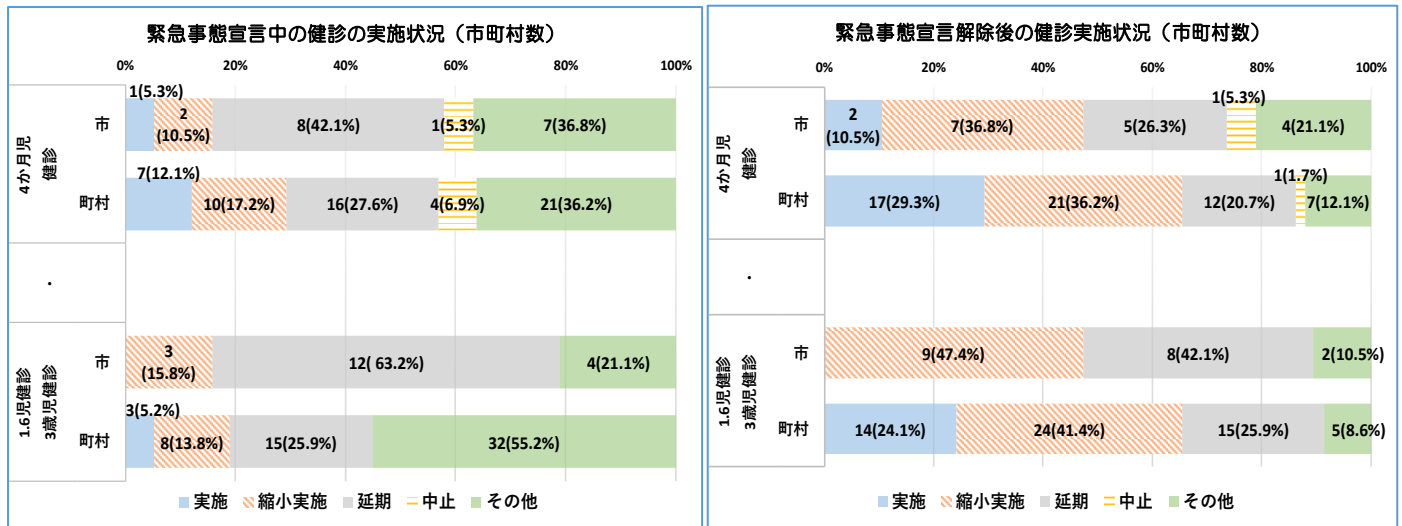
○緊急事態宣言中及び解除後の健診の実施状況（回答市町村数：77）

市町村数

		従来通り 実施	縮小実施	延期	中止	その他	市町村数	
							再)健診なし	再)感染予防
4か月児健診	宣言中（4/16～5/6）	8	12	24	5	28	15	4
	宣言解除後（5/7以降）	19	28	17	2	11		
1.6児健診 3歳児健診	宣言中（4/16～5/6）	3	11	27	0	36	26	4
	宣言解除後（5/7以降）	14	33	23	0	7		

*その他 再) 健診なし：期間中に健診が計画されていなかった市町村

再) 感染予防：感染予防に努め実施した市町村



○緊急事態宣言中

- ・ 4か月児健診 市は従来通り実施 5.3%、縮小実施 10.5%であり、町村は従来通り実施 12.1%、縮小実施 17.2%であった。
- ・ 幼児健診*¹ 従来通り実施した市はなく、縮小実施が 15.8%であり、町村は従来通り実施 5.2%、縮小実施 13.8%であった。
宣言中に実施計画がなかった市町村が 26 町村あった。

○緊急事態宣言解除後

- ・ 宣言中と比較すると、4か月児健診では従来通り実施が 1市 10 町村増、縮小実施が 5市 11 町村増であった。幼児健診では従来通り実施が 11 町村増、縮小実施は 6市 12 町村増であった。

* 1：幼児健診とは、1歳6か月児健診及び3歳児健診のこと

○乳幼児健診の再開時期 （再開予定時期）

	5月	6月	7月	未定
4か月健診	3	13	1	4
1.6健診・3歳児健診	2	6	10	5

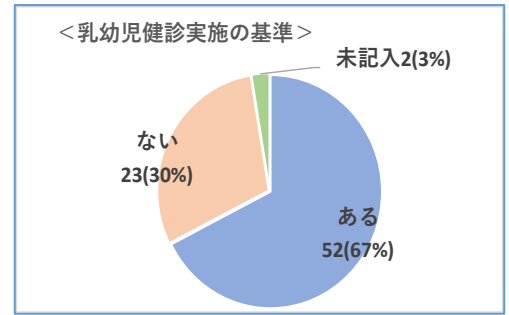
.....**乳幼児健診実施の基準**.....

(市町村数)

○乳幼児健診等の実施を判断するにあたり基準を設けていますか。

13市39町村で基準を設けている。

明確な基準は設けていない市町村でも、実施についての決定方法等は決められているところが多い。



○乳幼児健診実施の基準 () 内市町村数 重複あり

基準がある市町村の内容

①中止・延期

- ・緊急事態宣言が出されている期間 (3)
- ・県内に感染拡大がある場合 (1)
- ・圏域で患者が発生した場合 (16)
- ・町内、村内で患者が発生した場合 (3)
- ・感染ルートが不明な患者が保健所管内で発生した場合、感染確認翌日より詳細が明らかになるまでの期間 (2)

②再開

- ・圏域のフェーズがレベル2以下になった時点 (1)

中止・延期の基準がない市町村

①中止・延期等の参考とするもの

- ・国、県の緊急事態宣言の状況 (4)
- ・県の基準 感染警戒レベル (1) ・圏域の警戒レベルが2に上昇した場合 (1)
- ・町のイベント開催に関する基準 (1)
- ・患者発生状況：圏域内 (5)、保健所管内 (2)、近隣地域 (3)、村内 (1)
- ・保健所管内に発生した患者の感染経路が特定できない状況になった場合 (1)

②中止・延期の決定方法

- ・県からの指示を踏まえ、市の対策本部の意見や部長を含め組織内で検討
- ・町村コロナ対策本部・コロナ対策委員会と相談
- ・庁内で検討
 - ・課内で検討、対策本部と相談
- ・係内で協議し判断
 - ・健診実施医師や保健所と相談
- ・医師会・歯科医師会に健診実施の有無と実施するにあたって注意事項など相談

》》》アンケートに寄せられた声《《《

- ・何を根拠に中止・延期し、何を根拠に再開するのか判断に悩んだ。
- ・中止や延期の判断がこれでよいのか悩んだ。
- ・他市町村の様子をタイムリーに知りたい。 ・3密を防ぐと回数が増え、予算面が心配。
- ・延期したことで医師会や病院との調整が大変。 ・延期や縮小による見逃しが心配。 など

今までに経験のない状況に、今も大変ご苦労いただいていることと思います。

今後に向けてのご相談等ありましたら、ご連絡ください。

<連絡先> © 信州母子保健推進センター 長野県保健・疾病対策課 直通電話 026 (235) 7141

担当地域 (保健福祉事務所)	母子保健推進員	配置場所・連絡先
佐久・上田・長野・北信・長野市	小山	保健・疾病対策課 026 (235) 7141
諏訪・伊那・飯田	吉田	飯田保健福祉事務所 0265 (53) 0444
木曾・松本・大町	傳田 (でんだ)	松本保健福祉事務所 0263 (40) 1937